

2022年4月26日

大阪府内市町村 国民健康保険担当課 御中

大阪社会保障推進協議会

事務局長 寺内順子

TEL06-6354-8662

Fax06-6357-0846

osakasha@poppy.ocn.ne.jp

「国民健康保険」に関するアンケートについて

日頃より住民の国民健康保険制度拡充にむけご尽力いただきありがとうございます。

さて、大阪社保協では現在2022年度自治体キャラバン行動にむけた準備をおこなっており、その一環として例年通り国民健康保険アンケートを実施いたしますのでご協力をお願いいたします。

なお、ご回答につきましては、大変お忙しいところ申し訳ありませんが、5月末までをお願いいたします。

アンケート用紙がメールで必要な場合は、その旨メールにてお送りください。

昨年度のアンケート結果につきましては、大阪社保協ホームページ「2021自治体キャラバン」のページに「2021年度自治体キャラバン資料集」としてアップしておりますのでご確認ください。

なお、このアンケート結果につきましても大阪社保協「2022年度自治体キャラバン行動資料集」に収録するとともに、ホームページ等で公表させていただきますのでよろしくおねがいたします。

大阪社会保障推進協議会

〒530-0034 大阪市北区錦町2-2国労会館

TEL06-6354-8662 Fax06-6357-0846

メールアドレス osakasha@poppy.ocn.ne.jp

ホームページ <http://www.osaka-syahokyo.com/>

2022年・4月

府内市町村「国民健康保険」に関する調査表

自治体名() 担当課名()
記入者名() 電話番号()
Fax番号() メールアドレス

「国民健康保険」最新データ調査

数値については、2022年3月末日付の数値をお書き下さい。(3月末日付の数値でない場合は
時期を明記してください。時期： 年 月時点)

- ① 全世帯数()世帯
② 全人口()人
③ 国民健康保険加入 世帯数()世帯 人数()人
加入世帯率 ③／① = ()%
④ 滞納世帯数()世帯
滞納世帯率 ④／③ = ()%
⑤ 通常証発行数 ()件 カード カードではない
通常証の期間 1年 2年 その他
*2020年度の保険証の期間は1年 2年 その他
⑥ 短期保険証発行数()件 カード カードではない
短期保険証の期間 1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 6ヶ月
発行の基準：
*2021年度の短期保険証の期間 1ヶ月 2ヶ月 3ヶ月 6ヶ月
⑦ 資格証明書発行数()件
発行の基準：

国基準以外の発行除外は 乳幼児世帯・母子家庭・病人がいる・障害者世帯
その他：

⑧資格証明書発行世帯に含まれる子ども数(資格証明書発行世帯と住民票をつきあわせてください。)と現在保険証がわたっていない(無保険)子ども数

乳幼児(人・無保険 人)・小学生(人・無保険 人)
中学生(人・無保険 人)・高校生世代(人・無保険 人)

⑨保険証更新日現在の未交付数と現時点の件数

更新日 月 日未交付()件、
新型コロナ感染症対策として短期保険証をすべて送付しているかどうか
している していない

未交付世帯に含まれる子ども数と現在も短期保険証がわたっていない(無保険)の子ども数

乳幼児(人・無保険 人)・小学生(人・無保険 人)
中学生(人・無保険 人)・高校生世代(人・無保険 人)

※ 2010年7月1日以降は高校生世代以下のこどもには6ヶ月以上の短期保険証がとどいていなければなりません。さらにその世代がいる世帯にたいしては長期留置きはしないようにという厚生労働省通知も出されています。実態をあきらかにするために必ずこども数をかぞえてください。

⑩高校生以下のこどもへの保険証について

- ・保険証は 2年保険証 1年保険証 6カ月保険証
- ・発行方法は 郵送 普通郵便 配達証明付郵便
 - いつ郵送するか 切り替え時すぐ 期限切れ前
 - 訪問 よびだし 学校を通じたの配布
 - その他

⑪2021年度国保加入世帯・一人あたり医療費

世帯当たり医療費 円 1人当たり医療費 円

⑫2021年度国保加入世帯・一人あたり所得

世帯当たり所得 円 一人当たり所得 円

国民健康保険料調査

1. 下記のモデルケースでの国保料(2022年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。また世帯所得は夫婦の場合夫の所得、妻はゼロ。未成年の子どもは中学生と小学生として計算をおねがいします。(保険料がきまっていない場合・・・ 月 日ころ決定)←その頃に再度お尋ねします。

(1) ケース1 世帯所得0円

- ① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

- ② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額をお書きください。

- ③ 40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

(2) ケース2 世帯所得 50万円

- ① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

③ 40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

(3) ケース3 世帯所得100万円

① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額をお書きください。

③ 40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

(4) ケース4 世帯所得150万円

① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

③ 40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

(5) ケース5 世帯所得 200万円

① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{介護保険分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

※政令軽減後の金額でおねがいします。

② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

$$\begin{aligned} & \text{医療分()円} \\ & + \text{後期高齢者支援分()円} \\ & \hline & = ()円 \end{aligned}$$

③40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

医療分()円
+介護保険分()円
+後期高齢者支援分()円
=()円

(6)ケース6 世帯所得300万円

① 現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯

医療分()円
+介護保険分()円
+後期高齢者支援分()円
=()円

② 65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯

医療分()円
+後期高齢者支援分()円
=()円

③ 40歳母と未成年の子ども2人のシングルマザー世帯

医療分()円
+介護保険分()円
+後期高齢者支援分()円
=()円

3. 2022年度国民健康保険料について(決まっていなければ決まり次第Faxしてください)

(1)賦課(課税)限度額

医療分()万円 介護分()万円 支援金分()万円
合計賦課限度額()万円

(2) 応能割 % (所得割 %、資産割 %) 応益割 %

(3)所得割料率・・・ 医療分× % 介護分× % 支援金分× %

(4)応益負担

・均等割 医療分()円 介護分()円 支援金分()円
・平等割 医療分()円 介護分()円 支援金分()円

(5)2022年度1人あたり調停額()円
 2022年度統一保険料率計算の1人当必要保険料()円
 * 2021年度1人あたり調停額()円
 2021年度統一保険料率計算の1人当必要保険料()円
 * 2020年度1人あたり調停額()円
 2020年度統一保険料率計算の1人当必要保険料()円
 * 2019年度1人あたり調停額()円
 2019年度統一保険料率計算の1人当必要保険料()円

4. 収納率

	一般	退職	全体
2011年度			
2012年度			
2013年度			
2014年度			
2015年度			
2016年度			
2017年度			
2018年度			
2019年度			
2020年度			
2021年度			

「国民健康保険料」政令軽減調査

	2020年度		2021年度	
	世帯数	総軽減金額	世帯数	総軽減金額
7割軽減				
5割軽減				
2割軽減				
非自発的失業				
天災・災害				

2021年度「国民健康保険料」条例減免制度等調査

(1) 条例減免制度の有無 有・無

(2) 条例減免制度の適用要件について当てはまるものについてお書きください。

災害 失業 事業休廃止 借金 高齢者

所得激減: 内容を減免される範囲、割合についても詳しくお書きください。

低所得減免基準: 生活保護基準× 以下 所得・収入

その場合の生活保護基準の計算方法は: 例 1類+2類のみ、

(3) 2021年度傷病コロナ対応手当金について(2022年3月末)

① 申請件数() 件

② 決定件数() 件

③ 決定金額() 円

(4) 2021年度コロナ対応保険料減免について

① 申請件数() 件

内訳 減額() 件 免除() 件

② 決定件数() 件

内訳 減額() 件 免除() 件

③ 減免金額 総額() 円

内訳 減額() 円 免除() 円

(5) (4)以外の2021年度の減免について

・災害減免 利用世帯数全数() 件と減免金額() 円

・失業減免 利用世帯数全数() 件と減免金額() 円

・低所得者減免 利用世帯数全数() 件と減免金額() 円

・障害者減免 利用世帯数全数() 件と減免金額() 円

・その他独自減免

一部負担金減免制度について

(1) 制度の有無(○印をつけてください)

実施している・実施していない

(2) 実施・運用の根拠(○印をつけてください)

条例 規則 要綱 その他()

(3)2020年度の適用件数()件と影響額()円

(4)制度適用の対象基準(○印あるいは具体的にお書きください)

非課税世帯 所得()円以下 国保料全額納付世帯
その他

* 2021年度は2020年度上記条例減免制度と変わる部分が

ない

ある

ある場合はその内容を詳しく

国保特別会計

※下記費目以外に計上されている場合は、書き換え、書き加えていただいて結構です。

□2020 年度決算

・歳入合計		円
〔内訳〕		
保険料		円
使用料手数料		円
国庫支出金		円
府支出金		円
一般会計繰入金(総計)		円
一般会計繰入金(法定)		円
一般会計繰入金(法定外)		円
繰越金		円
その他収入		円
雑収入		円
・歳出合計		円
〔内訳〕		
総務費		円
保険給付費		円
保健事業費		円
事業費納付金		円
公債費		円
諸支出費		円
繰上充用金		円

・基金残高 円

□2021 年度:決算見込

<u>・歳入合計</u>		円
〔内訳〕	保険料	円
	使用料手数料	円
	国庫支出金	円
	府支出金	円
	一般会計繰入金(総計)	円
	一般会計繰入金(法定)	円
	一般会計繰入金(法定外)	円
	繰越金	円
	その他収入	円
	雑収入	円
<u>・歳出合計</u>		円
〔内訳〕	総務費	円
	保険給付費	円
	事業費納付金	円
	保健事業費	円
	公債費	円
	諸支出費	円
	繰上充用金	円
・基金残高		円

□2022 年度予算

<u>・歳入合計</u>		円
〔内訳〕	保険料	円
	使用料手数料	円
	国庫支出金	円
	府支出金	円
	一般会計繰入金(総計)	円
	一般会計繰入金(法定)	円
	一般会計繰入金(法定外)	円
	繰越金	円

その他収入	円
雑収入	円
・歳出合計	円
〔内訳〕 総務費	円
保険給付費	円
事業費納付金	円
保健事業費	円
公債費	円
諸支出費	円
繰上充用金	円
・基金残高	円

■2015年度から実施の低所得者対策のための財政支援1700億円分について

- 2015年度実績は()円
- 2016年度実績は()円
- 2017年度実績は()円
- 2018年度実績は()円
- 2019年度実績は()円
- 2020年度実績は()円
- 2021年度実績は()円
- 2022年度見込は()円

□累積赤字のある自治体にお尋ねします。

累積赤字は2021年度末()円

今後どのように解消されますか

- 保険料の値上げ
- 一般会計法定外繰入での赤字解消
- 滞納処分の強化
- その他

加入世帯所得別世帯数と収納率(2021度)

世帯所得	世帯数	収納率
100万円未満		
100万円以上200万円未満		
200万円以上300万円未満		
300万円以上400万円未満		
400万円以上		

加入世帯員構成(2020年度)

世帯人数	世帯数	構成率
1人世帯		
2人世帯		
3人世帯		
4人世帯		
5人以上世帯		
全世帯数		

加入世帯職業別構成(2020年度)

職業	世帯数	構成率
無職		
被用者		
自営業者		
農林漁業		
その他		
全世帯数		

滞納世帯の特徴について(2020年度)

上記データを踏まえ、国保料滞納世帯で最も多い世帯の特徴についてお書きください

- ・ 所得階層
- ・ 世帯人数
- ・ 職業

2021年度中に執行した滞納処分数と内訳

- ・財産調査数 ()件
- ・どのような滞納の場合に財産調査を行っていますか
 - 過年度1円でも滞納があれば財産調査を行う
 - 過年度 円以上または 期以上滞納があれば行う
 - その他(どんな場合か詳しくお書きください)
- ・単独差押さえ件数 預貯金 件 不動産 件 物品 件
 - 保険 件(内学資保険など子どもに関する保険 件)
 - 給与 件 年金 件 税還付金 件
- 現金化件数 件 と金額 円

2021年度中に執行した滞納処分の停止総数と内訳

総計	件	金額	円
①無財産	件	金額	円
②生活困窮世帯	件	金額	円
分かればそのうち			
生活保護受給世帯	件	金額	円
③所在不明	件	金額	円

※以上の分類は地方税法15条・国税徴収法153条による分類です。特に生活保護についてお聞きしているのは、大阪府より2012年3月27日付通知が出ている関係です。

滞納処分に関わるマニュアル及び研修について

- ・独自のマニュアル等が
 - ある
 - ⇒有る場合はその文書を情報提供してください
 - ない
 - ⇒ない場合はなにに基づいて執行しているのかお知らせください。

・独自研修を

している

⇒している場合は、直近の研修日 年 月 日と研修資料を情報提供してください。

していない

⇒していない場合はどのようにして知識等を得ているのか具体的にお知らせください。

2019年9月の大阪高裁給与振込口座全額差押え違法判決について

・この判決の内容について

知っている

どのように理解していますか。そのうえでどのように現場に指示をだしていますか？

知らない

2021年度中に実施した換価の猶予

◆申請猶予	件	⇒	決定	件	金額	円
◆職権猶予1号	件		金額			円
◆職権猶予2号	件		金額			円

最長猶予期間が6年あることを知っているか 知っている 知らない

外国人対応について

被保険者のうち外国人は()人(2022年3月末現在)

特別な工夫を行っている

どのような内容ですか

例えば)英語版・韓国語版・中国語版の案内等を作成している、など

特段何も対応していない

お忙しいところ、ありがとうございました。

大阪社保協Fax06-6357-0846またはメールosakasha@poppy.ocn.ne.jpでよろしく申し上げます。